

特設行政相談所を開設します

市では、行政相談委員による特設行政相談所を開設します。国・都・市等の行政機関やJ・R・NTT等の特殊法人、公的行政機関から委任され補助金を受けている法人等について、苦情や意見・要望はありませんか。

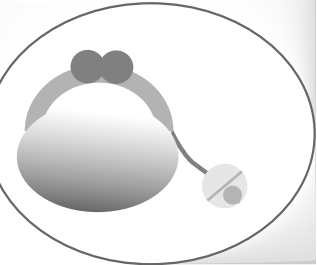
そのようなときは、「行政相談委員」が相談に応じています。行政相談委員は総務大臣から委嘱された民間有識者で、身近なところで活躍しています。相談費用は無料です。気軽にご相談ください。

【開設日時】6月25日(金)午後1時半～4時
 【開設場所】西友東久留米団地店正面入り口横
 【行政相談委員】新藤智子氏(浅間町3-3-16 ☎22・2286)、栄田征子氏(本町2-4-11 ☎71・2416)、當麻好雄氏(東本町14-14 ☎73・7430)

詳しくは広報課広聴担当 ☎70・7708へ。

消費生活展の参加者大募集!

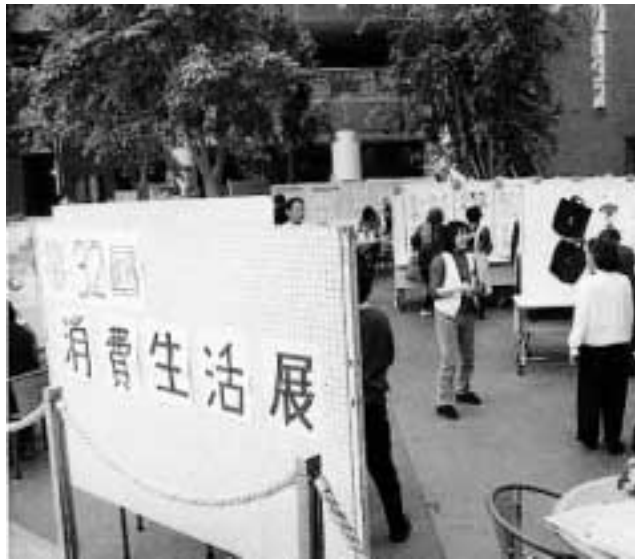
あなたとわたしの今どきイベント



わたしたちの「消費生活」を取り巻く問題は、衣・食・住など暮らしにおけるあらゆる契約や商品の購入をはじめ環境問題に至るまでとても幅広いものです。そんなわたしたちの生活に密着した問題であっても、青少年層に限らず幅広い年代層において消費生活への関心や認識は十分であるとは言い切れない状況です。

消費生活展は、わたしたちが真に心豊かな暮らしを自ら見だしていけるよう、消費生活上の身近な問題をテーマに、消費者意識の高揚と消費生活の向上を図るため、市と実行委員会の共催で毎年開催されています。

33回目を迎える今年度は12月11日(土)・12日(日)の2日間、市民プラザで開催する予定です。



昨年の消費生活展の様子

食や環境など消費生活に関する日ごろの成果発表の場として、自分たちの活動や運動を広く市民にPRしたい方をこの機会に普段暮らしの中で疑問に思っていることを勉強してみたい方、奮ってご参加ください。

実行委員会は、同展に参加する団体・事業者や個人の方で構成され、テーマやイベントの内容等を参加者の皆さんが1から検討していく場です。

第1回実行委員会は6月28日(月)午前10時から市民生活館で開催します。

参加ご希望の方は、6月24日(木)までに(必着)名前・住所・電話番号・活動内容または参加してやってみたいことを記入して〒203-8555、市役所生活文化課市民協働係あて郵送または電子メール(下記アドレス参照)にて応募してください。

詳しくは同係 ☎70・7738へ。

生活文化課メールアドレス
seikatsubunka@city.higashikurume.lg.jp

希望制指名競争入札を試行します

市では、工事の請負契約に係る指名競争入札に、工事業者の入札参加意思をより的確に反映させ、入札の透明性・公平性・競争性を高めることを目的に、希望制指名競争入札を次の通り試行します。

対象とする工事

1件の契約予定金額が300万円以上で5億円未満の請負工事が対象となります。

入札参加資格

希望制指名競争入札に参加できる方は次の要件を満たしていなければなりません。

市の当該年度の業種別指名業者登録名簿に登録されている方、建設業法による許可を受けた建設業許可者で、同法による経営事項審査を受けている方、地方自治法施行令第167条の4に該当しない

入札の参加申し込み

希望制指名競争入札に参加を希望される方は、希望申込書に必要事項を記入の上、直接管財課へ提出してください。詳しくは同課 ☎70・7718へ。

工事概要等の公表

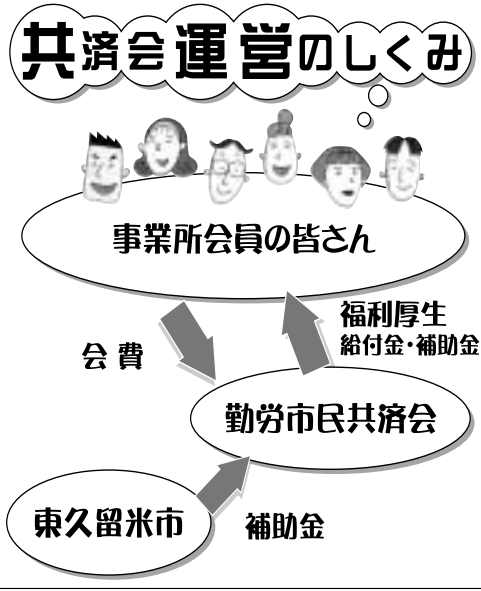
6月から毎月1回(原則第3水曜日)希望制指名競争入札に係る工事の概要、入札要件の公表を管財課(市役所4階)の窓口等で行います。

小さな掛け金で大きな特典 東久留米市勤労市民共済会 に入りませんか!

詳しくは同会事務局(内線2525)へ。

勤労市民共済会ってどんなところなの?

この会は、中小企業の事業主とそこにお勤めの勤労者の方を会員として、福利厚生事業の充実や、慶弔・共済等の給付を行っている勤労者福祉の団体です。産業振興課内に事務局があり、会員の皆さんのゆとりある生活のために安心して活用していただけます。運営のしくみは下図の通りです。



加入すると次のような特典が受けられますので、より魅力的な職場づくりにお役立てください。

【福利厚生事業】宿泊施設やレジャー施設が安く利用でき、

【生活資金貸付事業】勤労市民共済会生活資金融資制度が利用できます。

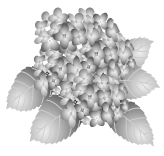
【健康管理】人間ドック利用補助、30歳以上の会員は年一回、検診料の20%を補助します(上限1万円)

【共済給付事業】右表の通り

共済給付事業一覧

種別	共済事由	共済給付金額	
祝金	会員の結婚	10,000円	
	会員の出生	6,000円	
	会員の子の就学	小学校入学	5,000円
		中学校入学	5,000円
	会員の成人	5,000円	
	会員の選任	5,000円	
	会員の古希	10,000円	
傷病見舞金	休業 14日以上	10,000円	
	休業 30日以上	15,000円	
	休業 60日以上	20,000円	
	休業 90日以上	25,000円	
	休業 120日以上	30,000円	
死亡弔慰金	70歳以下	交通事故の死亡	900,000円
		不慮の事故死亡	500,000円
	71歳以上	交通事故の死亡	750,000円
		不慮の事故死亡	350,000円
		その他の死亡	150,000円
	配偶者	50,000円	
	子	10,000円	
親	7,000円		
重度障害・障害見舞金	交通事故	60万～24,000円	
	不慮の事故	20万～8,000円	
	その他の重度障害	80,000円	
住宅災害見舞金	火災等による災害	20万～2,000円	
	自然災害	3万～2,000円	
弔慰金	同居親族の死亡	10,000円	

防犯灯の維持管理費に補助金を交付します



市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、16年度上半期(15年12月1日～16年5月31日)にかかった費用(電気料・取替経費)を補助します。

申請書を送付しますので、6月14日(月)までに直接地域政策課(市役所5階)へ申請してください。

郵送での申請は受け付けできません。詳しくは同課住宅政策係 ☎70・7764へ。

6月は「水道ふれあい月間」です 「水道なんでも相談」

水を大切に!

わたしたちの暮らしになくてはならない水。もしも、水がなくなったとしたら、わたしたちの生活はどうなるのでしょうか。大切な水のことを皆さんで考えてみましょう。

水道へのご理解とご協力をお願いし、水道をもっと身近に感じていただくために、6月を「水道ふれあい月間」としています。

この「水道ふれあい月間」の催しとして「水道なんでも相談」を実施します。節水方法、漏水の発見方法など暮らしに役立つ情報をお知らせするほか、水道に関する質問・疑問にお答えします。皆さんの参加をお待ちしています。

【日時】6月23日(水)午後1時～4時
 【会場】市役所1階屋内ひろば
 詳しくは水道業務課 ☎71・5184へ。